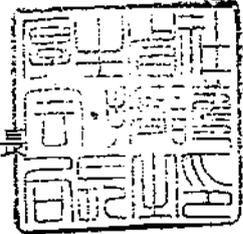




社 援 第 8 2 4 号  
平成12年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省社会・援護局長



地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による  
生活保護法の一部改正等について（通知）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「分権一括法」という。）第171条の規定により、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の一部が改正されるとともに、以下のとおり、政省令が改正され、平成12年4月1日から施行されることとなったところである。

- ・ 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令」（平成11年政令第393号。以下「分権一括政令」という。）第11条の規定による生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。以下「令」という。）の一部改正
- ・ 生活保護法施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第78号。以下「改正省令」という。）による生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）の一部改正

さらに、これに伴い、関係通知について、別途改正するものを除き、別紙のとおり改正して、平成12年4月1日から適用することとした。

これらの改正等の概要及び施行に当たっての留意事項は次のとおりであるので、これらの事項に留意の上、管内の保護の実施機関等関係方面に周知し、施行に遺憾なきを期されたい。

## 第1 改正の概要

### 1 分権一括法による法の改正について

#### (1) 包括的な指揮監督権の廃止

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条に規定する機関委任事務に係る包括的な指揮監督権が廃止されるとともに、同法第245条の3第1項において、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する関与について、その目的を達成するために必要最小限度のものとする等の基本原則が定められたこと等を踏まえ、法第20条第1項に規定する厚生大臣及び都道府県知事の都道府県及び市町村長に対する包括的な指揮監督権を廃止することとし、同項を廃止したこと。

#### (2) 相談及び助言の事務の創設

従来から、ケースワークの一環として事実上行われてきた要保護者の自立助長

のための相談及び助言に係る事務を、自治事務として法定化することとし、第27条の2の規定を創設したこと。

(3) 指定医療機関の指定等に係る告示事務の法定化等

規則に規定する指定医療機関の指定、所定の事項の変更の届出等に係る告示の事務について、法定受託事務とすることに伴い、当該事務を法に規定することとし、第55条の2の規定を創設したこと。

また、これに伴い、指定医療機関からの所定の事項の変更の届出等について、法に規定することとし、第50条の2の規定を創設したこと。

(4) 法定受託事務の明示等

分権一括法による法定受託事務制度の創設に伴い、第84条の4及び別表の規定を設けて、法に規定する保護の決定、実施等に関する事務が法定受託事務であることを明示したこと。

(5) その他

機関委任事務制度を前提とした第84条の2の規定について規定の整理を行う等、所要の規定の整理を行ったこと。

2 分権一括政令による令の改正について

(1) 保護に関する事務の委託手続きの整備

規則に規定する保護に関する事務の委託に係る告示の事務について、法定受託事務とすることに伴い、当該事務を令に規定することとし、第1条第3項の規定を創設したこと。

(2) その他

令に規定する法定受託事務を明示するため第12条の規定を創設する等所要の改正を行ったこと。

3 改正省令による規則の改正について

1の(3)及び2の(1)の改正に伴い、所要の規定の整理を行ったこと。

4 本通知による関係通知の改正

1から3までの内容及びその趣旨等を踏まえ、次のとおり改正等を行った。

- ・「生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について」(昭和41年5月18日社保第160号)の改正

都道府県知事に対する厚生大臣への協議、報告の義務づけを改正した。

- ・「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日社保第117号)

指定都市市長(指定都市市長が設置する福祉事務所の長を含む。)及び都道府県知事(都道府県が設置する福祉事務所の長を含む。)に対する都道府県知事及び指定都市市長への協議の義務づけ等を改正した。

- ・「精神病院に対する指導監督等の徹底について」(平成10年3月3日障発第11

3号、健政発第232号、医薬発第176号、社援発第491号)

都道府県民生主管部局に対する管下実施機関への指導の義務づけを改正した。

- ・「生活保護法実施における標準事務処理方式について」(昭和28年4月1日社乙第48号)の廃止

本通知で義務付ける内容でないことから廃止した。

## 第2 留意事項

### 1 都道府県による管内での生活保護制度の適切な運営の確保について

今回の改正により、従来、都道府県知事の指揮監督の下で生活保護の決定、実施等の事務を行ってきた市町村においては、保護の決定及び実施に当たりより幅広い判断を適正に行う立場となるとともに、都道府県と別の保護の実施機関として、事務の実施に係る規則等を独自に定めることとなる。

こうした中、都道府県は、今後とも、市町村に対する監査指導や技術的助言、保護の決定及び実施に関する処分に対する審査請求に係る裁決、指定医療機関や指定介護機関の指定や検査等を通じ、管内における生活保護の運営の適正を図る役割を担うものであるため、引き続き運営の適正に努力されたい。

また、各都道府県においては、管内の運用の統一性を確保するため、従来は福祉事務所の運営指針、運用事例集等を定め、これに基づいて市町村を指導してきたところであるが、今後は、地方自治法第245条の9第2項の規定に基づき実施機関の個別の判断に資する具体的な指針を示す等、適切に指導されたい。

### 2 相談及び助言の事務の実施について

法第27条の2に規定する要保護者の自立助長のための相談及び助言の事務については、要保護者の求めに応じて行うものであり、要保護者に対する強制力はない。これに対し、法27条に規定する指導及び指示の事務は、保護の実施機関の発意によって行われ、被保護者がこれを遵守しない場合には、同法第62条の規定により保護の停止又は廃止の処分を行うことができるものである。

各都道府県及び市においては、このような事務の趣旨に留意の上、地域の実情に応じた相談及び助言の事務の実施に努められたい。

### 3 保護の不正受給に係る費用の徴収の事務について

法第78条に規定する標記事務については、保護の決定及び実施に関する事務ではないが、保護を適正に実施する上で不可欠な事務であることから、今般、法定受託事務として整理したものであるため、関係通知に基づき、引き続き適切に実施されたい。

(別紙1)

昭和41年社保第160号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について」の一部を次のように改める。

- 1 2中「級地区分の指定を求める」を「情報提供する」に改める。
- 2 5中「当局あて報告」を「厚生大臣に情報提供」に改める。

(別紙2)

昭和42年6月1日社保第117号厚生省社会局長通知「医療扶助運営体制の強化について」の一部を次のように改正する。

- 1 2の(3)中「都道府県知事又は指定都市市長に協議のうえ」を「都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に技術的助言を求めたうえ」に改める。
- 2 4の(2)を削る。

(別紙3)

平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」の一部を次のように改正する。

- 1 6の(2)中、「民生主管部局は」を「保護の実施機関は、都道府県(市)」に改める。
- 2 6の(2)中、「原則としてその状態が解消されるまでの間、当該指定医療機関に対する患者委託を差し控えるよう、管下実施機関を指導すること」を「医療扶助による患者委託は他の指定医療機関に対して行うこと」に改める。

(別紙 4)

昭和 28 年 4 月 1 日社乙発第 48 号厚生省社会局長通知「生活保護法実施における標準事務処理方式について」は廃止する。

○ 生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について（昭和41年5月18日社保第160号）

（下線の部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>1. (略)</p> <p>2. 前記1の場合で、最も高い級地区分の地域に、居住する被保護世帯がないか又はきわめて少数である等の理由により、前記1の取扱いによることが適当でないと認められる市町村については、当該市町村を管轄する都道府県知事は、事前に厚生大臣に<u>情報提供</u>すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 前記1、3又は4の取扱いが適用された市町村については、当該市町村を管轄する都道府県知事がその都度その事情を附して厚生大臣に<u>情報提供</u>すること。</p> | <p>1. (略)</p> <p>2. 前記1の場合で、最も高い級地区分の地域に、居住する被保護世帯がないか又はきわめて少数である等の理由により、前記1の取扱いによることが適当でないと認められる市町村については、当該市町村を管轄する都道府県知事は、事前に厚生大臣に<u>級地区分の指定を求め</u>ること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 前記1、3又は4の取扱いが適用された市町村については、当該市町村を管轄する都道府県知事がその都度その事情を附して<u>当局あて報告</u>すること。</p> |

○ 医療扶助運営体制の強化について（昭和42年6月1日社保第117号厚生省社会局長通知）

|  | 現行   | 改正（案） |
|--|--|-------|
| <p>2 指導</p> <p>(3) (2)により検討の結果、継続して医療扶助の適用が必要と認められたものについては、(1)により指導を行ない、また、医療扶助の継続につき疑義があると認められたものについては、必要に応じ都道府県知事又は指定都市市長に協議のうえ、生活保護法第27条第1項の規定に基づき指導若しくは指示を行なうこと。</p> | <p>2 指導</p> <p>(3) (2)により検討の結果、継続して医療扶助の適用が必要と認められたものについては、(1)により指導を行ない、また、医療扶助の継続につき疑義があると認められたものについては、必要に応じ都道府県知事、指定都市市長又は中核都市市長に技術的助言を求めたうえ、生活保護法第27条第1項の規定に基づき指導若しくは指示を行ない、又は同法第28条の規定による検診命令を行なうこと。</p> |       |
| <p>4 この通知の取扱い</p> <p>(2) この通知施行日以前に医療扶助を開始し、この通知施行日以降継続して医療扶助を適用している患者については、貴職において、貴管下福祉事務所ごとにこの通知に定める取扱いを行うための計画を早急に樹立し、その実施に遺憾のないよう配慮すること。</p>                         | <p>4 (2) (削除)</p>  |       |

○ 精神病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日障第113号、医薬発第232号、健政発第176号、医薬発第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）

| 現行  | 改正（案）  |
|---|--|
| <p>6 生活保護指定医療機関に対する指導の強化徹底等<br/>           (2) 患者委託に当たっての留意事項について<br/> <u>民生主管部局は衛生主管部局と連携を密にして、医療監視や実地指導の結果を参考にしながら、管下指定医療機関の状況について実態の把握に努め、医療従事者が著しく不足している場合又は使用許可病床を著しく超過して患者を収容している場合には、原則としてその状態が解消されるまでの間、当該医療機関に対する患者委託を差し控えるよう、管下実施機関を指導すること。</u></p> | <p>6 生活保護指定医療機関に対する指導の強化徹底等<br/>           (2) 患者委託に当たっての留意事項について<br/> <u>保護の実施機関は、都道府県（市）衛生主管部局と連携を密にして、医療監視や実地指導の結果を参考にしながら、管下指定医療機関の状況について実態の把握に努め、医療従事者が著しく不足している場合又は使用許可病床を著しく超過して患者を収容している場合には、医療扶助による患者委託は他の指定医療機関に対して行うこと。</u></p> |